申告されない方、虚偽の申告をされた方

資産を所有している方で正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び石狩市税条例第75条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

免税点及び税率

ご申告いただいた資産の内容をもとに個々の資産について1月1日現在の課税標準(評価額)を算出いたします。当市内における全資産の課税標準の合計が180万円未満のときは課税されません。また、税率は地方税法第350条の規定に基づき標準税率の1.4%となります。

償却資産の主な種類

資産の種類		主　な　資　産　名
1種	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外の給排水・ガス・衛生設備、屋外受水槽・浄化槽・貯水槽、可動式間仕切り、LAN配線設備　など
	構築物	舗装路面(アスファルト・コンクリート)、ロードヒーティング、門、塀、煙突、防壁、広告塔、街路灯、緑化施設、庭園、その他土地に定着する設備　など
2種	機械及び装置	工場等の物品製造・加工・修理に使用する機械及び装置、印刷・製本設備、荷役運搬設備、クリーニング設備、木工機械、建設機械、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備　など
3種	船　舶	漁船、モーターボート、ヨット　など
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー　など
5種	車両及び運搬具	除雪車・ショベルローダー・フォークリフトなどの大型特殊自動車、構内運搬車　など
6種	工具・器具及び備品	事務机・椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、冷凍・冷蔵庫、冷暖房機器、パソコン、カメラ、コピー機、FAX、看板、理美容機器、医療機器、自動販売機、測定・検査工具、切削工具、除雪機、融雪槽　など

※資産の種類は、法人税申告書別表16の資産の区分(種類)と一致します。

建物附属設備における償却資産と家屋の区分

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告していただく部分と家屋で評価する部分の内訳は次のとおりです。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備	
	中央監視制御設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電気引込み設備	引込み開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機・交換機等の機器	配線及び配管
	拡声設備	マイクロホン・アンプ・スピーカー等の機器	同上
	インターホン設備	インターホン機器	同上
	電気時計設備	時計・配電盤等の機器	同上
	火災報知設備	屋外の装置	左記以外の設備
給排水設備	水源	井戸	
	給水設備 排水設備	屋外に敷設された設備	屋内に敷設された設備
		独立した給水塔等	高架水槽・圧力水槽
		特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
ガス設備		メーターまでの屋外の配管	屋内配管・バルブ
給湯設備	局所式給湯法 中央式給湯法	事業用ボイラー 公衆浴場の元栓・補助釜	中央式設備一式
避雷設備		独立した設備	家屋と一体の設備
空調設備		ルームエアコン・ＦＦストーブ	ダクト式空調設備等
消火設備		消火器・ホース等	消火栓設備・スプリンクラー・ドレンチャー設備
運搬設備		気送子	気送管設備・エレベーター・エスカレーター
その他の設備		集合郵便受け、夜間金庫、屋外の焼却炉、屋外融雪設備、カーテン	自動扉 屋内融雪設備

事業を営む方は償却資産の申告が必要です

令和 9 年度
償却資産(しょうきゃくし さん)申告の手引き

(固定資産税)

提出期限　令和９年２月１日(月)

市税につきましては、平素より格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても対象となっており、毎年１月１日現在の所有状況を申告していただくこととなっております。

つきましては、申告関係書類を同封いたしましたので、この「申告の手引き」をご参照いただき申告書を作成のうえ、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。
※ 申告書を郵送で提出される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。窓口で提出される方も、控えが必要な方はコピーを持参してください。
※ 休業、廃業等で営業していない、営業していても該当する資産がない、昨年中に資産の増加・減少がない場合も必ず申告書の提出をお願いいたします。
※ インターネットを利用した申告も可能です。詳しくはｅLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(https://www.lta.go.jp/)

調査協力のお願い

石狩市では、地方税法第353条及び第408条に基づいて資料の提供依頼及び実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。また、調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は、現年度を含めて５年間分について遡及することになりますので、ご了承ください。

提出先・お問い合わせ先

石狩市役所
財政部税務課　資産税担当(1階⑮番窓口)
〒061-3292　北海道石狩市花川北６条１丁目30番地２
TEL(0133)72-3174(直通)
TEL(0133)72-3111(代表)　内線121・122・123

厚田支所
市民福祉課　市民生活担当
〒061-3692　北海道石狩市厚田45番地５
TEL(0133)78-2886

浜益支所
市民福祉課　市民生活担当
〒061-3197　北海道石狩市浜益２番地３
TEL(0133)79-2112

石　狩　市

償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用(事業を行ううえで使用・利用されている資産)の有形減価償却資産のことで、おおむね次の資産をいいます。

申告が必要な資産

(1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
(2) 償却済みとなった資産(残存価額又は備忘価額に達した資産)であっても、令和９年１月１日現在、事業に使用している資産
(3) 経営政策等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
(4) 会計上簿外資産であるが、令和９年１月１日現在、事業に使用している資産
(5) 一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休資産及び未稼働資産
(6) 大型特殊自動車(ナンバー区分が0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999の建設機械など)
(7) 建設仮勘定で経理している資産のうち、令和９年１月１日現在、事業に使用している資産
(8) 賃借人の施した家屋の内部造作及び設備
(9) 中小企業者等の方が40万円未満の全額損金算入特例を適用した資産
(10) 職員・社員の福利厚生用の設備
(11) 他の企業等に貸付けている資産で、それが事業に使用されているもの

申告の対象とならない資産

(1) 土地・家屋(ただし、動力設備、受変電設備、給水設備等の建物附属設備であっても家屋と構造上一体となっていないもの、家屋の所有者以外の者が設置したもの、特定の生産又は業務用設備は申告の対象となります)
(2) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
(3) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
(4) 生物(ただし、鑑賞用の生物は申告の対象となります)
(5) 無形減価償却資産(営業権・意匠権・特許権・ソフトウェア・電話加入権等)
(6) 書画・骨とう(ただし、複製・イミテーションのようなもので装飾目的に使用されるものは申告の対象となります)
(7) 繰延資産(開業費等)
(8) 耐用年数が１年未満のもの
(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者(貸主)が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
(10) 税務会計上、
① 取得価額(１個又は１組)が10万円未満のもの
ただし、法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては申告の対象となります。
② 取得価額(１個又は１組)が20万円未満のもので３年間の一括償却としたもの
ただし、中小企業者等の方が40万円未満の全額損金算入特例を適用したものについては申告の対象となります。

経理区分 / 取得価額基準	一時の損金・必要経費としたもの	税務会計上、３年間の一括償却としたもの	損金算入せず、個別に減価償却資産として計上したもの	中小企業者等の全額損金算入特例を適用したもの
10万円未満	×	×	個人 ×・法人 ○	−
10万円以上20万円未満		×	○	○
40万円未満			○	○

○・・・・・申告対象となります
×・・・・・申告対象とはなりません

申告していただく方

令和９年１月１日現在、当市において事業を営んでいる個人または法人の方は、地方税法第383条の規定により、令和９年１月１日現在における償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

提出していただく書類

はじめて申告をする方

申　告　の　区　分	償却資産申告書	種類別明細書 増加資産・全資産用	種類別明細書 減少資産用
申告する資産がある	○	○	
営業しているが該当資産がない	○		
営業していない	○		

※ 「営業していない」場合は、㉒備考欄にその旨記載して提出してください。

前年度申告をした方

申　告　の　区　分	償却資産申告書	種類別明細書 増加資産・全資産用	種類別明細書 減少資産用
資産の増減がない	○		
増加した資産がある	○	○	
減少した資産がある	○		○
増加・減少した資産の両方がある	○	○	○
営業しているが該当資産がない	○		
営業していない	○		
法改正による耐用年数の変更申告をしていない場合	○		○

※ 該当する申告区分により○の付いている書類を提出してください。
※ 「種類別明細書」が同封されている方は内容を確認のうえ申告してください。なお、令和７年以前に取得した資産で申告漏れがある場合は、申告書への記載をお願いします。
※ 「昨年中の資産の増減がない場合」、「廃業・解散・移転等の場合」、「営業していても該当資産がない場合」は、㉒備考欄にその旨記載して提出してください。
※ 平成20年以前に取得した資産で、法改正による耐用年数の変更を申告していない場合は、「種類別明細書(減少資産用)」に記入し提出してください。
※ 「営業していない」場合は、㉒備考欄にその旨記載して提出してください。

電算処理により全資産申告をする場合

償却資産申告書	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式)により申告してください。
種類別明細書(増加資産・全資産用)	全国的に統一された様式(地方税法施行規則第26号様式別表１)により申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は次の事項にご留意ください。 (1) 全国的に統一された様式による記載事項を全て記載すること (2) 全資産について、固定資産税における償却資産の評価方法による評価計算を行うこと

※ 減少資産用は確認のため提出にご協力ください。
※ 独自の電算様式で申告された方には種類別明細書を同封していない場合があります。

記 入 例(1)

□ 部分は記載不要です。(電算申告を除く)

償却資産申告書の書き方

令和 9 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 9 年 1 月 15 日

北海道石狩市長
加藤　龍幸　殿

受付印

帳票識別コード		642
申告区分	□当初申告	・ □修正申告
処理方式	□一般処理	□電算処理
○申告書等送付番号		000101378

所有者	①	住所（納税通知書送付先）	フリガナ イシカリシ ハナカワキタ 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2		
		電話番号	0133-72-3174		
	②	氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	フリガナ バンナグロショウジ　イシカリ イチロウ 株式会社 花畔商事　代表取締役 石狩一郎		
		屋号	花畔菓子工房		
	③	公簿上の住所又は所在地	フリガナ イシカリシ ハナカワキタ 石狩市花川北6条1丁目30番地2		
	④	公簿上の生年月日又は設立年月日	平成3年 5月 1日		
	⑤	個人番号又は法人番号	1234 5678 9999		
	⑥	事業種目	菓子・パン製造小売業		
		資本金又は出資金の額	1,000,000 円		
	⑦	事業開始年月	平成3年 5月		
	⑧	この申告に応答する者の係及び氏名	会計係 石狩 太郎		
		電話番号	0133-72-3174		
	⑨	税理士等の氏名	花川 みなみ		
		電話番号	0133-72-3111		
	⑩	短縮耐用年数の承認	□有 ・ ☑無		
	⑪	増加償却の届出	□有 ・ ☑無		
	⑫	非課税該当資産	□有 ・ ☑無		
	⑬	課税標準の特例	□有 ・ ☑無		
	⑭	特別償却又は圧縮記帳	□有 ・ ☑無		
	⑮	税務会計上の償却方法	☑定率法 ・ □定額法		
	⑯	青色申告	☑有 ・ □無		

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3,500,000		1,360,000	4,860,000
2 機械及び装置	2,350,000			2,350,000
3 船				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,980,000	750,000	950,000	2,180,000
7 合計	7,830,000	750,000	2,310,000	9,390,000

資産の種類	※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

⑰	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 花川南5条2丁目207番地 ☑自己所有家屋 □借家 ② 花川北6条1丁目4番地1(りんご工場) ☑自己所有家屋 □借家 ③ □自己所有家屋 □借家
⑱	貸主の名称等	☑有 ・ □無 親船総合リース(株) 親船町107番地 TEL 0133-72-3120
⑲	□ 資産に増減なし	
⑳	□ 該当資産なし	
㉑	□ 転出・廃業・解散・その他(　　)(令和　年　月　日)	
㉒	備考(添付書類等)	

(この欄は、必ず記入してください)

(この欄は、電算申告の方は必ず記入してください)

---

①②住所・氏名
前年度の申告等に基づいて現在登録中の住所(納税通知書送付先)、氏名(名称)を印字しておりますので確認してください。屋号(店名)があれば記入してください。新規に申告される方は、必ずふりがなを記入してください。

③④公簿上の住所又は所在地・公簿上の生年月日又は設立年月日
個人の方は住民登録地、生年月日を、法人の方は登記上の所在地、設立年月日を記入してください。

㋑前年前に取得したもの
令和8年1月1日以前に所有していた全資産の種類ごとの取得価額の合計金額を印字しておりますので、確認してください。

㋺前年中に減少したもの
令和8年1月2日から令和9年1月1日までに減少した資産の種類ごとの取得価額の合計金額を記入してください。

㋩前年中に取得したもの
令和8年1月2日から令和9年1月1日までに取得した資産の種類ごとの取得価額の合計金額を記入してください。

㋥計
資産の種類別に(イ)−(ロ)+(ハ)と計算して得られた額を記入してください。

⑤個人番号又は法人番号
個人番号又は法人番号を記入してください。既に印字されている場合は番号の確認をお願いします。

⑥事業種目、資本金又は出資金の額
事業種目は具体的に記入してください。複数ある場合は主な事業種目を記入してください。法人の方は資本金又は出資金の額を記入してください。

⑦事業開始年月
個人の方は事業を開始した年月を、法人の方は設立年月を記入してください。

⑧この申告に応答するものの係及び氏名
この申告に応答できる方の担当部署、氏名及び電話番号を記入してください。

⑨税理士等の氏名
税理士等に委託している場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。

申告書等送付番号
所有者コードが印字されています。種類別明細書を作成する場合は、所有者コード欄にこの番号を記入してください。

⑩短縮耐用年数の承認
短縮耐用年数の承認を受けている資産の有無について該当項目に☑を入れてください。「有」の場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

⑪増加償却の届出
税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当項目に☑を入れてください。「有」の場合は、「届出書」の写しを添付してください。

⑫非課税該当資産
非課税に該当する資産の有無について該当項目に☑を入れてください。「有」の場合は、「種類別明細書」の「摘要」欄に「非課税」と記入してください。初めて非課税に該当になるときは、非課税申告書及び確認できる書類を提出してください。

⑬課税標準の特例
課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当項目に☑を入れてください。「有」の場合は、「種類別明細書」の「摘要」欄にその適用条項を記載し、確認できる書類を添付してください。

⑭特別償却又は圧縮記帳
特別償却又は圧縮記帳に該当する資産の有無について該当項目に☑を入れてください。(ただし、償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。)

⑮税務会計上の償却方法
税務会計上の償却方法について、該当項目に☑を入れてください。

⑯青色申告
青色申告の有無について、該当項目に☑を入れてください。

⑰市(区)町村内における事業所等資産の所在地
石狩市内にある事業所(支店・営業所)等の資産の所在地を全て記入してください。

⑱借用資産
借用資産の有無について、該当項目に☑を入れてください。「有」の場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

⑲～㉑
該当する項目に☑を入れてください。㉑に該当する場合は、転出・廃業・解散・その他のいずれかを○で囲み、日付を記入してください。その他の場合は、事由を記入してください。

㉒備考(添付書類等)
添付書類がある場合は、その書類名を記入してください。氏名・住所(納税通知書送付先)に異動があった場合は、所有者欄を訂正した上で、異動事由、異動年月日の記入又はその他連絡事項を記入してください。

記 入 例(2)

□ 部分は記載不要です。(電算申告を除く)

〈増加資産・全資産〉

前年度申告された方は、令和8年1月2日から令和9年1月1日までに増加した資産を、今年はじめて申告される方は、全資産を記入してください。なお、前年度申告された方で、資産の申告もれがありましたら、記入してください。申告もれの資産の課税については、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、ご了承ください。

所有者コード
償却資産申告書に所有者コードが印字されている場合は、その番号を記入してください。

資産コード
記入しないでください。

数　量
資産の数量を記入してください。

所有者名
償却資産申告書に記載されている氏名等を記入してください。

提出が複数枚になるときは3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

資産の種類
償却資産の主な種類に従って1～6種に分類してください。

増加事由
①新品取得
②中古取得
③移動による受入れ
④その他
のいずれかを○で囲んでください。

耐用年数
法定耐用年数を記入してください。
中古資産で見積耐用年数を使用したときは、その年数を記入してください。

令和 9 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価償却累計額(ロ)	価額(ハ)	課税標準の特例率	課税標準の特例コード	課税標準額	増加事由	摘要
01										0.					1・2 3・4	
02	1		内部造作	1	5	8	4	1,360,000	15	0.					①2 3・4	
03	6		ガスオーブン	1	5	8	6	400,000	6	0.					①2 3・4	
04	6		レジスター	1	5	8	6	550,000	5	0.					①2 3・4	
05	6		券番機	1	5	6	11	670,000	10	0.					①2 3・4	申告もれ
06										0.					1・2 3・4	
20										0.					1・2 3・4	
			小計	#				2,980,000								

所有者コード: 00880123456
所有者名: 株式会社 花畔商事

資産の名称
資産名をできるだけ具体的に記入してください。
なお、改良費は新たな資産とみなします。別個に本体と区別して記入し、本体の名称を付記してください。

取得年月
資産を取得した年月を記入してください。
なお、年号については、
明治は1又はM、大正は2又はT、昭和は3又はS、平成は4又はH、令和は5又はRとし、数字又は、アルファベットで記入してください。

取得価額
資産を取得するために要した金額(手数料・運賃・据付費等を含む)を記入してください。

国税との比較

	固定資産税(償却資産)	国　　税
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前の取得価額を記入してください。)	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改　良　費	区分評価	合算評価

記 入 例(3)

□ 部分は記載不要です。

〈減少資産〉

申告済の資産の中で、令和8年1月2日から令和9年1月1日までに減少した資産及び法改正による耐用年数の変更を申告していない場合は記入してください。

所有者名
償却資産申告書に記載されている氏名等を記入してください。

減少の事由及び区分
該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

所有者コード
償却資産申告書に所有者コードが印字されている場合は、その番号を記入してください。

提出が複数枚になるときは3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

資産の種類
前年中に減少した資産の種類を記入してください。

抹消コード
「令和9年度種類別明細書」が同封されている方は、同明細書中の資産コードを記入してください。

令和 9 年度

種類別明細書(減少資産用)

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	減少の事由及び区分 1全部 2一部	摘要
01											1・2・3・4	1・2	
02	2	00000002	自動スライサー	1	4	1	8	2,250,000	10		1・2・3・4	1・2	法改正による
03	6	00000001	パソコン	1	4	2	8	350,000			1・②・3・4	1・②	取得70万円(数量2)のうち35万円(数量1)分減少
04	6	00000005	テレビ	1	4	2	9	400,000			1・2・③・4	①・2	札幌営業所へ移動
05											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小計	2				750,000					

所有者名: 株式会社 花畔商事

資産の名称
前年中に減少した資産の名称を記入してください。

数　量
前年中に減少した資産の数量を記入してください。

取得年月
前年中に減少した資産の取得年月を記入してください。

取得価額
前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

耐用年数
変更となる場合は改正後の耐用年数を記入してください。

摘　要
① 資産が減少した事由について、「1.売却」にあってはその売却先の住所・氏名を、「2.滅失」にあってはその理由を、「3.移動」にあってはその移動先を記入してください。
② 減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。
(例)
(当初所得価額) 50万円 (数量5) のうち20万円 (数量2) 分減少。
③耐用年数の変更の場合は、「法改正による」と記入してください。

申告書の書き方がわからない場合

市役所 資産税担当 (0133) 72－3174にお気軽にお電話ください。

または、次のような書類などを持参の上、早めにご来庁ください。

○固定資産台帳
○総勘定元帳
○決算書
○法人税又は所得税の申告書